

松山市からのアンケートのお願い

景観に関する事業者関係調査

日頃より市政の運営に対し、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

より良いまちを目指していくうえで、昨今では都市空間、生活空間の質の向上とともに、良好な景観形成がまちづくりの重要なテーマとなっています。

今後の松山市の都市景観施策を推進するうえで、貴重なご意見として活用させていただくため、是非アンケートにご協力ください。

※アンケートは無記名式です。回答内容はすべて統計的に処理され、回答者が特定されることはありません。

《回答方法》

(1) 調査票および調査票の記入方法

- ・別添の「景観に関する事業者関係調査 調査票」をご使用ください。
- ・回答は、調査票に直接ご記入いただき、番号に○印をつけてください。

(2) 返信方法

- ・記入した調査票は、平成 25 年 12 月 6 日（金）までにメール・FAXまたは郵送にてご返信くださいますようお願いいたします。

○景観とは

私たちが日ごろから目にする、海や山、川などの自然と、建築物、道路、活動する人々や車などを一体的にながめ、感じた様子のことで、「景色」や「風景」と同じ意味で使われます。

○松山におけるまちづくりと景観形成について

松山市は、豊かな自然と地域の中核都市として栄えてきた長い歴史をもち、また、そこに培われてきた温かな人情が根付いた、ほのぼのとしたふれあいのまちです。

松山市において優れた景観を形成していくことは、ふるさととしての松山市に対する市民の親しみ・愛着・誇りを深めるだけでなく、松山市のもっているすばらしい個性や市民の温かい心を広く伝えることでもあります。

お問い合わせ先

松山市役所都市整備部 都市デザイン課 景観計画担当

TEL：(089) 948-6848 FAX：(089) 934-1807

E-mail：design@city.matsuyama.ehime.jp

★松山市の景観については、下記ホームページをご覧ください。順次情報を追加して参ります。

松山市ホームページ > 市政情報 > まちづくり > 都市計画・都市整備 > 景観 > 景観について

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/machizukuri/toshikeikaku/keikan/keikantop.html>

景観に関する事業者関係調査 調査票

◆属性. 業種について教えてください。

(○は1つ)

1. 不動産業
2. 建設・建築業（塗装関係含む）
3. 建築設計事務所
4. その他（ ）

◆問1. 松山市で美しい景観づくりを進めるために、建物の高さが制限されることについて、事業者としてあなたのご意見は以下のどれにあてはまりますか。

(○は1つ)

1. 景観を守るため、積極的に協力する。
2. 景観を守るためには、制限を受けることはやむを得ない。
3. どの程度の高さまで制限を受けるかによる。
4. 景観を守るためでも、建物に制限がかかることは、反対である。
5. わからない。

◆問2. 松山市で美しい景観づくりを進めるために、建物に設置できる広告物が制限されることについて、事業者としてあなたのご意見は以下のどれにあてはまりますか。

(○は1つ)

1. 景観を守るため、積極的に協力する。
2. 景観を守るためには、制限を受けることはやむを得ない。
3. どの程度まで制限を受けるかによる。
4. 景観を守るためでも、建物に制限がかかることは、反対である。
5. わからない。

◆問3. 建物の高さや広告物が制限されることが経済活動へ与える影響について、あなたのご意見は以下のどれにあてはまりますか。

(○は1つ)

1. 高さや広告物を制限して景観が良くなれば、地域の価値が向上するので、経済活動が活性化する。
2. 高さや広告物が制限されても、経済活動に影響はない。
3. 高さの制限に関しては、経済活動に悪影響を与える。
4. 広告物の制限に関しては、経済活動に悪影響を与える。
5. 高さ、広告物いずれの制限も、経済活動に悪影響を与える。
6. わからない。

◆問4. 松山らしい景観を守るためには、何が大切であると思いますか。優先度の高いものを2つまで選択してください。

(○は2つまで)

1. 市民同士が議論する場。
2. 行政からの景観やまちづくりに関する情報提供。
3. 地域住民や民間企業による自主的な景観づくりの活動。
4. 行政、市民、民間企業の連携による景観まちづくり。
5. 景観に対する市民の関心の高まりや理解。
6. 行政が先導して法規制で景観を守ること。
7. 現状のままで良い。
8. その他

◆問5. 事業者として、どのような取組みがあれば景観を守りやすくなりますか。優先度の高いものを2つまで選択してください。 (○は2つまで)

1. 建物の高さや色彩などに関する具体的な規制
2. 屋外広告物の大きさや色彩、掲出場所などに関する具体的な規制
3. 自主的に行う景観整備に対する補助等の支援
4. 市民や事業者に対するルールの周知・啓発
5. 行政による監督・指導の強化
6. 事業者のイメージアップにつながる表彰制度や優良事業者認定・登録制度の創設
7. 関係者による研究会・意見交換会
8. その他

[]

◆問6. 現在、松山市の一部の地域において、建築物の高さ規制や屋外広告物の掲示に関するルールを定めた『松山市景観計画』があるのをご存知ですか。 (○は1つ)

1. 知っている。
2. 聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない。
3. 知らない。

◆問7. この『松山市景観計画』では、一部の地区（「市役所前榎町通り」と「道後温泉本館周辺」）が景観を一定基準守っていく景観計画区域として指定され、建物を建てる際などのルール（高さ規制、色彩基準、屋外広告物等に関する誘導）が定められています。現在松山市では、このルールを多くの人や事業者が集まる中心部に広げる検討をしています（別紙参照）。このことについて、事業者としてあなたのご意見は以下のどれにあてはまりますか。

(○は1つ)

1. 多くの人や事業所などが集まっている中心部で、良好なまちなみを形成するルールを定めていくのがよい。
2. 中心部だけではなく、市全域を広くコントロールすべきである。
3. 中心部でも特に景観上重要な地区にだけルールを設けるべきである。
4. 景観に関するルールは特段必要ない。
5. 分からない。
6. その他

[]

◆問8. 中心部で景観を守るためのルールを設ける場合、どのようなルールの設定が必要だと思いますか。あなたのご意見にあてはまるものをすべて選択してください。

(○はあてはまるものすべて)

1. 建築物のデザイン（色彩や形質など）についてのルール
2. 建築物の高さについてのルール
3. 屋外広告物のデザイン（色彩や形質など）や大きさについてのルール
4. 屋外広告物の設置場所についてのルール
5. 民間の敷地内の緑化に関するルール
6. 景観を守るルールは特段必要ない
7. その他

[]

◆問9. 現在の『松山市景観計画』では、建築物等について、絶対高さ（50m）や色彩について規制を行っています。このことについて、あなたのご意見は以下のどれにあてはまりますか。

(○は1つ)

1. 現状のままでよい。
2. より良いまちなみ景観を誘導するためには、地域の特性に応じた高さ設定や色彩などの基準を設けるべきである。
3. 良好なまちなみ景観を誘導するために、建築物に関する高さ基準は必要ない。
4. 分からない。
5. その他

[]

◆問10. 現在、建築物の設計及び建築物に関して、何か配慮や工夫をしていますか。あてはまるものをすべて選択してください。

(○はあてはまるものすべて)

1. 周辺のまちなみから突出した形・色彩にならないようにしている
2. 企業で統一されたデザイン・色彩などを使用している。
3. まちなみに潤いを与えるよう、植栽などを積極的に配置している。
4. 地域のイメージを高めるような良質なデザインを取り入れている。
5. 遠くからでも見つけられるように、目立つ色彩・デザインとしている。
6. 特段の配慮はしていない。
7. その他

[]

◆問 1 1. 中心部でまちなみの景観を守るために、事業者としてどのような取組みが必要だと思いますか。あなたのご意見にあてはまるものをすべて選択してください。

(○はあてはまるものすべて)

1. 周辺のまちなみから突出したデザイン（色彩・形状）にならないようにすること
2. 周辺のまちなみから突出した建築物の高さにならないようにすること
3. まちなみに潤いを与えるよう、植栽などを積極的に配置すること
4. まちなみにゆとりを与えるよう、オープンスペースなどを積極的に設置すること
5. まちなみの景観を守る取組みは特段必要ない
6. その他

()

◆問 1 2. 松山城への眺望景観や、まちなみの景観を守ることについて、ご意見がございましたらご記入ください。

ご協力、ありがとうございました。